

議案第 16 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

令和 7 年 3 月 31 日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 25 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第二第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

別表第二第三条第一項第四号に掲げる事務の項中「鋸南町 布施学校組合」を「鋸南町」に改める。

別表第二第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「印旛利根川水防事務組合 布施学校組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合 匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、令和七年四月一日から施行する。